

マイナンバー（個人番号） の記載が必要になります

平成29年度（平成28年分の収入）の申告から、

◆市民税・県民税申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載※

◆市民税・県民税申告書提出の際、本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要となりました。

※申告者本人の個人番号のほか、扶養親族や事業専従者がいる場合には、対象者の個人番号の
記載も必要です。

本人確認書類

個人番号カードをお持ちの方は

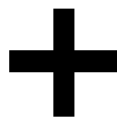
- ・個人番号カード(両面)だけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

個人番号カードをお持ちでない方は

番号確認書類

- ・個人番号通知カード
 - ・住民票の写し(※1)
 - ・住民票記載事項証明書(※1)
- などのうちいずれか1つ

※1… 個人番号の記載が
あるものに限ります。



身元確認書類

- ・運転免許証
 - ・パスポート
 - ・在留カード
 - ・公的医療保険の被保険者証
 - ・身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ

郵送での市民税・県民税申告書の提出の際には、市民税・県民税申告書や源泉徴収票の写しのほ
か、上記 本人確認書類の写しの添付が必要となります。